#### 意見公募の実施結果について

# 【意見公募案件】

第2次四万十町中期財政計画(後期5か年)(案)に対する意見の募集について

# 【意見の募集期間】

令和3年11月15日(月)から令和3年12月6日(月)まで

### 【提出意見数】

1件

【意見内容】※提出者が特定される恐れがあることから、意見全文ではなく計画案に関する部分のみを掲載しています 今回の予算案、赤字を増やす事ばかり、200 億の赤字はいつどうするかも全く不明。

もう 26 億の人件費 30%カットで行きましょう。北海道の夕張では職員給与 55%カット、市長は 2/3程カットです。

この事は急いで実行しても罰はあたりません。四万十町の未来はこのままですと崩壊確実! 夢ある本当の四万十町は給与30%でお願いします!

# 【意見に対する町の考え方】

ご意見中の「200億の赤字」と「人件費30%カット」について、ご説明します。

また、専門的な用語も含まれるため、本回答の最後に用語説明を付けておりますので、合わせてご参照いただきますようお願いします。

### ○「200 億の赤字」について

ご意見中の「200 億の赤字」とある部分については、計画案中の「町債残高」のことかと思われますので「町債残高」についてご説明します。

町債残高は、町における借入金(いわゆる借金)の残高となり、歳出予算の公債費として、償還(借り入れた元利金の返済)を行っていくこととなりますが、その償還金については、後年度において地方交付税措置(※)されるものがあります。そのため、町債残高から地方交付税措置分を除いた、実質的な町負担額(実質的な借金)は町債残高から大きく減少します。また、積立基金(いわゆる貯金)残高と実質的な町負担額を比較した場合、積立基金残高の方が多くなり、貯金が実質的な借金を上回っている状況です。

- (※) 自治体(町)の借金は、個人や企業の借金と違って、借り入れた町債の種類に応じて、後年度に「地方交付税として措置(交付)」されるものがあります。これを「交付税措置」と呼んでいます。 交付税措置される割合は、借り入れた町債の種類によって異なります。
  - (例) 町債の一つである、合併特例事業債を1億円借り入れた場合

合併特例事業債は地方交付税措置率が70%となっており、償還額1億円に対し70%の7,000万円が地方交付税として措置(交付)されますので、実質的な町負担額は3,000万円となります。 (利子分については含めておりませんが、利子分も同様に措置されます。) ここからは、数値が確定しています令和2年度の数値でもう少し詳しくご説明します。今回、意見公募を行いました第2次四万十町中期財政計画(後期5か年)(案)の資料とともにご覧ください。

普通会計の町債残高の令和2年度末数値は185億78百万円となっています。

(参照:計画案9ページ「(2) 町債及び実質公債費比率の状況(普通会計)」)

この残高のうち、後年度において国からの地方交付税措置を受ける額が 143 億 94 百万円となっており、実質的な借金(町負担額)は41億84百万円となります。

(参照:計画案12ページ「(4) 町債・基金残高及び実質公債費比率の状況【グラフ】」上段グラフの右)

また、積立基金の年度末残高は 123 億 35 百万円で、財政調整的な基金(財政調整基金+減債基金)残高でも 52 億 93 百万円となっています。この額は、前述した町債残高の実質的な町負担額 41 億 84 百万円を上回っており、いわゆる貯金が実質的な借金を上回っている状況です。

(参照:計画案10ページ「(3)基金の状況」

計画案12ページ「(4) 町債・基金残高及び実質公債費比率の状況【グラフ】」下段グラフ)

計画案では、令和3年度・4年度で大型の普通建設事業を予定しており、町債残高は令和4年度末でピークとなる210億24百万円となっておりますが、本計画期間の最終年度である令和8年度末では、令和2年度末と同程度の185億62百万円となっています。また、積立基金残高は令和8年度末では、134億52百万円で、財政調整的な基金残高でも54億96百万円となっており、今後においても、計画的に町債の償還を行っていくこととなります。

なお、財政健全化判断比率の一つである実質公債費比率において、令和8年度では9.2%と令和2年度の6.0%と比べると3.2ポイント上昇しておりますが、早期健全化基準である25%や財政再生基準である35%からは大きく下回っており、財政運営において健全な範囲となっています。

# ○「人件費30%カット」とある部分について

次にご意見中の「人件費30%カット」について当町の考え方をご説明させていただきます。

本町では一般職員給与は人事院勧告に基づき給与改定が行われており、令和2年度のラスパイレス指数は94.4であり、類似団体平均95.7や全国町村平均96.4と比較しても低い数値となっています。

また、人件費の中には一般職員の他に、会計年度任用職員や町議会議員の報酬なども含まれており、今後の人材確保の観点からも 30%カットというご意見を直ちに実施するといった状況ではないと判断しております。

しかしながら、ご意見にある夕張市は財政再生団体という位置づけであり、ご意見の趣旨としては本町がそういった状況に陥らないようにといったことも含まれておられるかと思います。前述した、財政健全化判断比率では、現時点においては健全な範囲となっておりますが、今後につきましても健全な財政運営に努めてまいります。

貴重なご意見、ありがとうございました。

## 【用語説明】

普通会計(一般会計等)…個々の地方公共団体ごとの各会計の範囲が異なっているため、財政比較や統一的 な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分です。

(※地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては「一般会計等」となります。)

町 **債**…地方公共団体が事業を行うにあたり、財源が不足する場合、特に一時に多額の資金を必要と するときに、政府や銀行等から資金を調達するもので、長期的な借入金です。

> 町債の中には元金や利子の償還に対し、一定の割合で地方交付税が措置されるものがあり、 四万十町ではなるべく有利な(地方交付税措置がある)町債を選択して借入を行っています。

地 方 交 付 税…国税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合を財源として、全国どの市町村に住んでいても一定の水準の行政サービスが受けられるよう、国が一定の基準により地方公共団体に交付するものです。

· 普通交付税: 基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 交付基準額

・特別交付税:普通交付税で捕捉されない特別な財政需要に対し交付

**基準財政需要額**…普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政 を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額です。

**基準財政収入額**…普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

交 付 税 措 置…地方交付税の算定において、個別の財政需要について、基準財政需要額の算定上の数値に算 入することです。

積 立 基 金…財政調整基金、減債基金と特定目的基金を合わせたものです。

財政調整基金…年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金です。

減 債 基 金…公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設ける基金です。

特定目的基金…特定の目的のために資金を積み立てるものです。

施設等整備基金、地域福祉基金、新しい町づくり基金、合併特例債まちづくり基金、ふるさと支援基金などがあります。

**健全化判断比率**…「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」に基づき算定した、地方公共団体における財政の健全性を示す指標の一つで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、必要に応じて早期に是正を行うことにより、地方公共団体の財政破綻などを未然に防ぐことを目的としています。

各指標には、財政規模などによって「早期健全化基準(経営健全化基準)」と「財政再生基準」 といった基準が定められており、健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上とな った場合、または資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合は財政健全化計画を 策定し、健全化に向けて計画的に取り組まなければなりません。また、健全化判断比率のい ずれかが「財政再生基準」以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、財政再生計 画を策定し、国等の関与による確実な再生が求められることになります。

- **実質公債費比率**…一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、この指標が18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。
- 人事院勧告…人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本に勧告を行っています。
- ラスパイレス指数…全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 類 似 団 体…全国の市町村を「人口」と「産業構造」を基に類型化したものです。

類似団体の財政の実態を身近な尺度として、自らの財政運営の問題の所在を明らかにし、財政の健全性確保に向けて検討するのに役立てられます。